



長野県報

4月8日(木)
令和3年
(2021年)
第194号

目次

規則

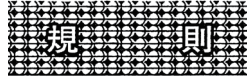
長野県立美術館の利用料金に関する規則(文化政策課)	2
---------------------------------	---

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	4
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出(介護支援課)	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	4
河川法に基づく協議の成立及び関係図書の縦覧(河川課)	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(2件)(都市・まちづくり課)	5
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	6
参議院長野県選出議員補欠選挙の選挙期日(選挙管理委員会)	6
参議院長野県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会)	7
参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所(選挙管理委員会)	8
参議院長野県選出議員補欠選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日 (選挙管理委員会)	8
参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委 員会)	8
参議院長野県選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙 管理委員会)	8
参議院長野県選出議員補欠選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送(選挙管理委員会)	8
参議院長野県選出議員補欠選挙の選挙会の場所及び日時(選挙管理委員会)	9
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	9
参議院長野県選出議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会)	9

公告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)	10
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)	10
特定調達契約に係る一般競争入札(捜査支援分析課)	11
特定調達契約に係る一般競争入札(医療政策課)	13



長野県立美術館の利用料金に関する規則をここに公布します。

令和3年4月8日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第83号

長野県立美術館の利用料金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県立美術館条例(昭和44年長野県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県立美術館(次条及び第4条第3項において「美術館」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付)

第2条 県民ギャラリー又は多目的ルームを利用する場合の利用料金は、長野県立美術館規則(昭和44年長野県教育委員会規則第6号。次項及び第4条において「美術館規則」という。)第3条第5項の利用許可書が交付されるときに納付しなければならない。ただし、条例別表の2に規定する場合の利用料金にあっては、利用の際に納付するものとする。

2 美術館の展示品を観覧する場合の利用料金は、美術館規則第3条第5項の入場券が交付されるときまでに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条の規定により美術館の管理を行う指定管理者(第4条及び第5条において「指定管理者」という。)は、国又は地方公共団体が利用する場合にあっては、当該利用を終わった後に納付させることができる。

(備品等の利用料金)

第3条 条例別表の2に規定する知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第15条第2号に規定する知事が定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 県民ギャラリー又は多目的ルームを利用する者で条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとするものは、その理由を記載した申請書を、美術館規則第3条第1項の規定による申請の際に指定管理者に提出しなければならない。

3 美術館の展示品を観覧する者で条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとするものは、その理由を記載した申請書を、美術館規則第3条第4項の規定による申請の際に指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が当該申請書の提出を要しないと認めた者にあっては、指定管理者が定める書類の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

(利用料金の還付)

第5条 条例第16条第2号に規定する知事が定める日は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日とする。

- (1) 県民ギャラリーを利用する場合又は県民ギャラリーと併せて多目的ルームを利用する場合 利用しようとする日の40日前の日
- (2) 多目的ルームのみを利用する場合 利用しようとする日の10日前の日

2 条例第16条第3号に規定する知事が定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第16条ただし書に規定する知事が定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第16条第1号に規定する場合

- ア 全く利用できなくなったとき 100分の100
- イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第16条第2号に規定する場合 100分の50(利用しようとする日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

(3) 条例第16条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表) (第3条関係)

1 備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
展示台座	1台	円 100
折り畳みステージ	1式	2,800
ホワイトボード	1台	90
ワイヤレスマイクrophon	1台	1,000
ピンマイク	1台	100
マイクスタンド	1台	200
ステージスピーカー	1式	1,000
演台	1式	400
固定型プロジェクター	1台	1,800
映写スクリーン	1式	1,000
移動型モニターテレビジョン装置	1台	1,000
移動型プロジェクター	1台	500

(備考) 金額は、利用1回についてのものとする。(2において同じ。)

2 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

区分	金額
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	円 300

文化政策課